『難民研究ジャーナル』第10号発刊記念 公開座談会 「これからの日本で求められる難民研究とは?」

作成: 難民研究フォーラム事務局

日時:2021年6月25日(金)18:30~20:50 ウェビナー形式

概要:『難民研究ジャーナル』第10号の発刊を記念し、公開座談会を開催しました。『難民研究ジャーナル』は、難民・強制移動に関する専門誌として2010年に創刊しました。節目の第10号では「難民研究の意義と展望」と題し、様々な分野の研究者に論文を寄稿いただきました。創刊時の難民研究フォーラム座長であった故・本間浩氏は、第1号の巻頭に寄せ、「人」をめぐる問題を扱う難民研究において、学際的な取り組みが必要不可欠であること、また、「研究上知りえたことが研究者の世界にだけ通用すればよいとするもの」ではないことを指摘しています。難民研究フォーラムは、機関誌の発刊などを通じて、できるだけたくさんの人々が難民問題に関心を持つきっかけとなることを目標の1つに掲げて活動してきました。

本座談会では、様々な課題を抱える日本の難民問題を念頭に、専門分野の異なる3名の研究者を迎え、国際人権法、社会学、哲学・倫理学の視点から、難民研究が政策や世論に与えうる影響や、研究の役割についてお話しいただきました。難民支援などに取り組む若手実務家3名からの質問を皮切りに、視聴者からの質問に答える中で、研究はどのように"for refugee"になり得るのかを考えました。本報告書では、講演および質疑応答の様子をお伝えします(講演に関しては、ホームページより各パネリストの発表資料も併せてご覧ください。)

目次:

1.パネリストによる講演	2
講演①:阿部浩己氏(国際人権法)「日本の難民政策と国際条約の解釈~研究と実務の	つ往還~」
講演②:塩原良和氏(社会学)「日本の社会と難民」	4
講演③:小手川正二郎氏(哲学・倫理学)「日本に暮らす私たちと難民」	6
2. 質疑応答	8
若手実務家からパネリストへの質問	3
参加者とのQ&A※	11

1. パネリストによる講演

講演①:阿部浩己氏(国際人権法)

「日本の難民政策と国際条約の解釈〜研究と実務の往還〜」

- 難民法の研究をしているきっかけ
 - ▶ (日本が)難民条約に加入した1981年、アフリカで難民問題が大きくなっており、また日本で もインドシナ難民危機があった頃に大学院に入り、以来一貫して難民問題について関心を持っ てきた。
 - ➤ (1960年代から難民問題に取り組んでいた)本間浩先生(国際人権法/国際難民法)の影響も大きかった。当時、"Refugee"は「亡命者」と訳されていたが、本間先生はそのような訳語に(関する議論)ついてもリードされていた。

● 難民をめぐる法の変容とポリティクス

- ➤ 1978年のマクリーン事件判決が、(日本における外国人の処遇に関して)決定的な影響を与えている。国家には外国人の出入国を管理する広範な国境管理権限が国際慣習法に基づいて認められているという判決。
- ➤ そもそも、国境を越えて入国することは基本的に自由であったが、19世紀の終わりから20世紀にかけて外国人の入国が規制されるようになり、国家には広範な国境管理権限があるということが国際慣習法として確立したとされる。
- ▶ 国際難民法制・難民保護は、国家の国境管理権限の例外的なものとして立ち上がった。
 - ◆ 1970年代まで:北から北(欧州から北米・オセアニア)への移民、東から西(共産主義圏 から西側諸国)への難民が主流。
 - ◆ 1980年代には南から北への流れへと変化した中で、国際人権法が台頭し、難民の定義を創造的に解釈していくことがなされた。これをリードしたのは各国の独立した難民認定機関である。難民認定法は黙契として国境管理権限を前提としたものであったため、(国際人権法の台頭により、国境管理権限の例外である「難民」の解釈の幅が広がることに対して)行政機関は危機感を持つようになる。
 - ◆ 2001年9.11以降、対テロ戦争の流れができてからは、入国阻止政策が顕現してきた。国内 で司法判断と行政府の行動が異なる現象も起こった(e.g. オーストラリアの事例)。
- ▶ 日本では、国際人権法の影響を受けず、国家の主権的裁量に基づいたまま難民行政が行われてきた。難民と認定しないことで外国人排除を正当化するという「難民不認定手続き」として成り立ってきた。

- ◆ 各国では国境(管理)においても国際人権法が現れるが、日本では不在である。この点に ついて、梁英聖氏は、日本社会は日常的に人種差別に対する行動が希薄過ぎるからだと指 摘している。
- ◆ (法学)研究者においても、国境管理権限の話になると、常に人権よりも国家の権限を上において見る傾向がある。
- ◆ 国際的な人権規範が国内法の中になかなか入っていかないのは、学者の中での意識の問題 もある。

● 研究者/実務家として

- ▶ 難民に関する裁判については、(研究者としては)判例評釈をすることも大事だが、判決が出る前に関わることもそれ以上に大事。
- ▶ 日本は(認定・不認定の判断における)供述の信ぴょう性評価がとても厳しく、出身国情報が 重視されず、難民概念の解釈が過度に厳格、という問題点があり、結果として難民認定率が極端に低くなる。
- ➤ (認定を判断する)基準が厳格であることはわかるが、実際にどのような基準を(審査を行う 出入国管理庁が)用いているかわからない。また、難民として認定することへの強度の警戒心 がある。
- ▶ (研究者が)難民参与員として実務に関わることで、研究者としての独立性が失われるのではないかという不安がある。

● グローバルな解釈共同体への能動的参加〜ガラパゴスからの脱却へ〜

- ▶ 日本の研究者は、アジア・世界で議論を行い、日本の中の議論と交差させていく必要がある。
- ➤ 研究者は人権を前提に、どのような場合に外国人の入国を規制できるのかというように、判断の枠組みを変えていかなければならない。自明視されている国家による広範な入国管理権限そのものについて問い直す必要がある。
- ➤ 20世紀前半までは北から南へ自由な移動。現在は南から北への移動が主だが、その移動は規制 されており、不公平な現状が生まれている。
- ▶ (小手川論文で指摘されている)構造的不正義に私たちは加担しているという意識を持つべき だろう。
- ▶ 世界各地で自由が抑圧されている。特にアジアではその傾向が顕著である。「理念としての自由」を支えてきた欧米諸国の政治的な力がどんどん弱ってきている中で人権という考えも弱まっている。そのなかで、難民法に関して人間の尊厳を重視する公正な秩序への価値的コミットメントがより重要になってくる。

講演②:塩原良和氏(社会学) 「日本の社会と難民」

- 「きっかけ主義」と「なりゆき主義」
 - ▶ 移民・難民研究をすることになったきっかけについて話すとき、「きっかけはなりゆき」といつも答えている。何かを学ぶためにはきっかけが必要という思い込み(きっかけ主義)を、揺さぶってみたいからということもある。
 - ▶ 何かを始める前には必ず何かの動機があるはずだ、と思い込みがち。だが、動機は何かを始める前にアプリオリに存在しているというよりは、何かをやり始めてから他者とのつながりの中で形成され変わっていくのだと思う。だから「動機=なりゆき」だと考え(なりゆき主義)、「なりゆき」と答えている。

● 「あたりまえを疑う」思考としての社会学

- ▶ 好井裕明氏の著書に『「あたりまえ」を疑う社会学』があるが、社会問題を考える時に「当たり前」になってしまっている前提を疑うことにこそ社会学のレガシーが役に立つと考える。
- ➤ では、オーストラリアのAsylum seekersに関する議論の中で「当たり前」になっていることは何か?それは「移民・難民が社会統合されるためには、受け入れ先社会の人々の価値観を共有しなければならない」という暗黙の前提だ。
- ➤ 「他者と共生するためには、(リベラルな)価値観の共有が必要」という自明視される前提は、二項対立的発想(リベラルな価値観を持っている我々と、持っていないかれら)、パターナリズム(かれらにリベラルな価値観を教えなければいけない)、排外主義(リベラルな価値観を共有できないなら排除しても仕方ない)、自己責任論(かれらもリベラルな価値観を持っているなら、我々と同じように社会で自立できるし、自分たちにも(利益を)還元してくれる)、という他の「当たり前」とされる考え方とも共謀していく。

● 「価値観をもっている」とはどういうことか?

- ▶ 今日は「なぜ私たちは、人々が共存するために価値観を共有することが必要だということを自明の前提にしがちなのか」について補足的にお話ししたい。
- ▶ 「価値観」とは人格形成期に確立され、自分たちの内部に存在するもので、それを前提に他者とコミュニュケーションをする、ということが議論の前提となっている。でも、自分/他者がリベラルな価値観をもっているかどうか、どうやって知ることができるのか。
- ➤ 「あなたはリベラルな価値観を共有しているか?」という「呼びかけ」に対する「応答」により、(同じ価値観を持っているかどうかを)知ることになる。(外国人が市民権を得るために合格しなければならない)市民権テストやホスト社会への心理的な統合度を測る社会調査なども「呼びかけ」のひとつのバリエーション。

- ▶ しかし、そこで(受け入れる側にとって)根本的に重要なのは、移民が模範的な応答をすることではない。なぜなら我々は常にそれを「偽装」なのではないかと疑うことができるから。すなわち(他者を受け入れることを)「承認する」権力を持っているのは我々なのである。
- ▶ 移民・難民の側がどれだけ、自分たちは「受け入れ社会の価値観を共有している」と主張しても、受け入れる側が「それは偽装だ!」といえば、承認されることはない。「偽装難民」「偽装結婚」といった言説が、移民・難民の社会統合に深刻な影響を与えるのはそのため。
- ▶ 所属する集団を境界画定的に、外部に対して「閉じられたもの」と想像し、共通の価値観が内部の人をまとめあげている(ケネス・J・ガーゲン)と根拠もなく想像してしまう見方が影響力をもっている。このような傾向はコンベンショナルな社会学の中でも暗黙の前提とされがちであり、「社会的なものの社会学」として批判される(ブリュノ・ラトゥール)。
- ▶ こうした見方を前提としている限り、価値観の共有の推進は、価値観の強要になってしまう。 では、どのように見方を変えればよいのか。

● 「連関の多文化主義/つながりとしての共生」の構想

➤ (『難民研究ジャーナル』第10号に掲載されている)論文の中で手がかりとしたのは、ラトゥールのアクターネットワーク理論(ANT)である。その観点から捉え直すことで、価値観の共有を前提にしない共生が構想可能になる。ガーゲンも「境界画定的存在」に代わる「関係規定的存在」という自己観を提案し、自己をラトゥール的な意味での他者との繋がりを通じて変化していく変幻自在的な存在として、捉え直そうとしている。

● 言葉で社会を再構成する

- ▶ 対話を通じて変化した自己が言葉を通じてリアリティを再構成する可能性について、簡単な例を示して終わりたい。
- ▶ 「外国人」を「移民」と言い換える。そう呼び直すことで「よそ者」としてではなく社会の構成員としてみなし、どのようなシティズンシップを持つべきかといった議論を進める可能性が開ける。
- ▶ 「移民」を「移住者」と言い換える。近年では、日本政府は地方創生などの施策で「日本人」の国内移動を「移住」「移住者」という用語を用いて表現している。「移民」も「移住者」もmigrantsの訳し分けに過ぎないとすれば、international migrantsを「国際移民」ではなく「国際移住者」と呼び変えてみてはどうか。「私たち」が「国内移住者」であるとしたら、「国際移住者」としてのかれらの経験を私たちの経験の延長線上にとらえる視点が獲得できるのではないか。そして私たちかれらも、移住者であると同時に「定住者」でもある以上、移住者/定住者の二項対立的発想から抜け出すきっかけになるのではないか。

➤ 「○○難民」という表現を、いわゆる「難民」でない人の苦境を表現するときに用いることは、我々の経験の延長線上にある存在として、いわゆる「難民」という人々の経験を想像することにつながる一方で、小手川先生が今回の論文において示されたように。私たちが「難民」に対する加害者/加担者であるという意識から目をそらせることになってしまうかもしれない。

講演③:小手川正二郎氏(哲学・倫理学)「日本に暮らす私たちと難民」

- 難民研究のきっかけ
 - ▶ レヴィナス(哲学)の研究を行ってきたが、彼の難民的な側面を意識することはなかった。
 - > フランス留学時のホストファミリーに(東日本大震災の)原発事故の際「いつでも受け入れる」と言われ、自分も難民になりうることに気づいた。
 - ▶ 大学の授業のゲスト講演で難民支援協会の職員を招き、現状に怒りを抱いている姿をみて自分 も真剣に向き合うきっかけに。
- 難民受け入れを巡る思考実験(ピーター・シンガー(倫理学))
 - ▶ 放射能にさらされる人々をシェルターに限界いっぱい受け入れる、生活レベルが落ちない程度 に受け入れる、受け入れない、の3択。
 - ▶ 複雑な事実を捨象してシンプルに考えることができるが、こうした思考実験への違和感を覚えていた。この点について結論部で言及したい。
- 保護されるべき「人権」とは?
 - ➤ D・ミラー(政治哲学)は、『国際正義とは何か』で、基本的人権の侵害を本質的なニーズが 満たされていない状況とみなす。
 - ▶ 難民の本質的ニーズを満たすことができる国は、ニーズを満たせない国からの難民を受け入れる義務を負うとする。

● 難民に対する義務

- ▶ 消極的義務:他人に危害を加えないという義務
- ▶ 積極的義務:他人の利益となるよう行動する義務
- ▶ 倫理学では、消極的義務は積極的義務よりも強い義務である。難民に関して言えば、自国民への消極的義務を果たしていないのが難民発生国の政府であるため、難民受け入れ国の政府は自国民に対する積極的義務よりも優先度の低い難民に対する積極的義務を負うと考えられてきた。

- ➤ 緊急時の救助義務との類比(D・ミラー):難民に対する義務は自国に危険が及ばない限りで 負う。
- 「救済モデルの問題点」(セレーナ・パレック(政治哲学))
 - ▶ 救済モデルとは難民発生国、難民、先進国の三者を加害者、被害者、救済者とみなす考え方の こと。
 - ▶ パレックは、実際は大多数の難民は先進国によって救済されておらず、救済モデルの構図では 難民と先進国との関係性を捉え損ねてしまうと指摘。
- 「構造的不正義」(アイリス・ヤング(政治哲学))
 - ▶ 構造的不正義とは、様々な行為者や機関が法的・道徳的に許容可能な目的のために行為した結果、意図することなく全体として生み出してしまう不正義のこと。
 - ▶ 例えば、先進国の難民申請自体を難しくする措置(国境管理の強化など)が、難民がより危険なルートで密航することを助長してしまう。
 - ▶ 先進国は難民の苦境を生み出す「加担者」と捉えることができる(先述のパレックの主張)。 そうであれば、難民に対する先進国の義務は、加担してしまっている加害を止める消極的義務 に近いのではないか。
 - ▶ すでに日本国内にいる難民やその家族が、日本で生きていく中で様々な困難がある。その危害には日本国民も責任を負っている。

● 構造的不正義に対する責任

- ▶ 過去遡及的な責任(自分が過去に起こした危害を埋め合わせる)ではなく、未来志向的な責任 (自分と不正を被っている他人との社会的つながりのために不正のもととなっている制度や構造を是正していく責任)であると考えられる。
- ▶ 市民の責任:現状について知る、公的機関に公的な説明を求める、政治家への働きかけ、NPO への支援などがある。

● 責任から目を逸らす習慣

- ▶ ヤングが指摘する4つの傾向:
 - ◆ 問題の物象化(私たちが生み出している問題を人為的には変えようのない物とみなす。仕方がない。)
 - ◆ つながりの否定(関係ない)
 - ◆ 身近な人の要求(余裕がない)
 - ◆ 自分の責務の最小化(自分の仕事ではない)

私たちの「冷ややかさ」

- ➤ そもそも責任の存在や不正義を認めず、(困難な状態にあるのは)難民本人のせい(自己責任)だという主張をする人もいる。
- ▶ 冷ややかさは誰しも持ちうる。このような主張をする人たちは自身のことを「現実主義的」というが、むしろ「現実逃避的」なのではないか。

● 他人の傷つきやすさの看過

➤ 壮絶な状況下において、自分が「完璧な難民像」になれなかったり、完璧な答弁ができなかっ たりする可能性を見逃している。

● 自分の傷つきやすさの看過

- ▶ 冒頭のシンガーの思考実験では、自分が難民になりうる、という可能性は一切考慮されない (自分の中の傷つきやすさ=自分にも起こりうる問題を無視する思考実験)
- ▶ こうした冷ややかさは、冷静さではなく、難民に全ての責任を押し付ける傲慢さにつながるもの。

● 哲学はいかに寄与しうるか?

- ▶ 感情は理性と対立するのではない。
- ▶ 恐れの合理性を難民申請者の「十分に理由のあるおそれ」の解釈に活用可能。
- ▶ 難民への恐れや嫌悪感を植え付ける主張の解明と批判
- ▶ 難民に対する視点の歪み。難民に対するどんな見方が特定の事実を疑わしいとみなすことにつながっているのかは、自分たちの暗黙の自己認識に基づいている。

2. 質疑応答

若手実務家からパネリストへの質問

● 質問者①近藤花雪氏(社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ) プロジェクト・コーディネーター) Q:「難民」という言葉を使ったときにどういう使い方をしているのか。想定されている意味や内容、想起されるイメージは人それぞれだと感じる。それぞれの先生方の研究において、「難民」はどういう人たちを想定して描かれているのか。

- A (阿部氏): "Refugee"の訳語として使われる「亡命者」と「難民」では、言葉の意味は違う。日本では「難民」という言葉が定着している。国際人権法の視点における「難民」は、「大人の健常な男性で、公的な領域で政治的な活動をして弾圧されている人」が典型的なイメージだった。これは冷戦時に共産圏(から避難してくる難民によって)で形成されたイメージ。日本で(難民)認定されるほとんどのミャンマー難民は、この考えに合致していた。だが、今では子どもやセクシャルマイノリティ、障がいを持った人、女性など、いままで(のイメージ)とは変わってきた。日常のシステムの中で埋め込まれてきた不正義や差別が出てきている。これまで隠れていた不正義や差別から逃れてきた人を助けるのは嫌だという国家も多かった。今日の難民とは多様。迫害、差別、重大な人権侵害などから逃れてきた人が難民だと考えられている。
- A (塩原氏): 今日の話の文脈では、難民とは「一見すると、私たちと全く異なる経験をしているように見えるが、にもかかわらず、私たちの経験の延長線上に彼・彼女たちの経験を想像可能かもしれない人々。また、私たちと本当はつながっているにも関わらず、つながっていないと想像されてしまう人々」のこと。
- A (小手川氏): 難民の方々は基本的に国外に避難されているという要素が重要とこれまで考えてきたが、国外への避難というのは絶対必要的要件ではなく、単に自国の保護を受けられないことを要件と考えている方もおられる。私としては、国外に避難されているということはいまだに重要な要素と考えている。現在、(日本)国内で実際に難民の方々にあったことがある人は少ないからどうしてもネガティブなイメージを持つ人が多い。難民につきまとうイメージを変えていくことが大事。
- 質問者②檜山怜美氏(なんみんフォーラム(FRJ)事務局)
- Q: (2021年の通常国会に提出され、国会審議の結果、取り下げになった出入国管理および難民認定法の)法改正の際も補完的保護や収容代替措置といった国際社会での取り組みを国内でどう反映させるかということが焦点になっていた。いざNGOの立場から議論しようとした時に、日本の文脈に沿った研究がなかなか少ない。研究はNGOのリソースとしてとても大事で、日本に照らした研究を強化していくためにNGOがどういった役割を果たしていくことが重要だと考えるか。
- A (塩原氏):実践と学問の問題にはいろいろな立場があるが、社会学はそれをなるべく埋めるべきと考える人が多い学問分野である。フィールドワークをするのであれば、現場に行かないと研究できない。個人的な経験としては、現場の人と研究者に根本的な違いはない。(しかし)境界画定的に「現場集団」と「研究集団」というふうに分かれてしまっている。越え難い壁があるように感じてしまっているが、見方を変えれば、協働できる余地はたくさんある。どちらかといえば研究者

が、越えがたい壁があると感じさせているのかもしれない。両者が協働していくためには、「越え 難く見えた壁が実は薄かった」という経験をお互いに重ねていくことが必要。

- A (阿部氏):研究者は学会を足場にしている。そこでどう生き残ろうかということを考えて自分で(学問の枠に閉じこもる)境界を作ってしまう面がある。自己制約的になりがち。(実務家による)研究者に対する働きかけによって変わっていくと思う。「外国人の入国は自由じゃないか」という議論が入ってくるだけで議論の枠が広がる。研究者は保守的になりがちだけど「For refugees」という概念を使って思考の境界線をひっぱって、閉ざされていた思考を広げることができる。研究のあり方自体に対してもNGOはアプローチができるのはないだろうか。
- A (小手川氏): 大学教員は学生に教え伝える立場というのは大きい。自分の難民研究のきっかけは難民支援協会の職員の講演がきっかけ。難民問題に一部の学生だけが関心を持つのではなく、多くの学生が難民問題に興味を持つルートとして(NGOの人たちには)大学教員を考えていただきたいと思う。
- 質問者③:山田光樹(難民研究フォーラム事務局)
- Q: 難民研究フォーラムでは、他分野の難民研究者が集う研究会を開くが、その際に学問分野を超えて相互にやりとりし、議論を深めていくことが難しい場合がある。「難民学」というような枠組みがない中で、異なる専門の方々が難民に関わる問題について議論を深めていくための前提になるような、共通の枠組みとしては何があると考えているか?
- A (阿部氏): ジャーナルに載っている小手川さんの論文を読んで、これは国際人権法学者と同じ考えだなと思った。言葉は違っても違う学問なのに見事に共鳴していた。全く違う領域同士で会話できないということは決してない。塩原さんも国境の問題、多文化の問題を書かれていて、本当によくわかるし、表現方法は違うけれど賛成することばかり。個人としては一人で論文を通じて対話している気分。学問ごとの分断ラインは自分的にはそんなに感じていない。
- A (塩原氏):僕も全く同じ感想を持っている。「難民」という概念そのものに関わってくる問題なのだと思う。フォーラムでいろいろな人が意見を交換していく際には、「難民」を広く捉えるのもありだと思う。○○難民ということでいえば、広く困難な状況にある人を指す言葉としての「難民」と、支援現場などで使う法的な意味での「難民」の使い分けや共存は可能だと考えている。そうやっていろいろな視点から同じ問題を見ていく場としてフォーラムがあるというのが理想ではないかと思う。

● A (小手川氏):哲学や倫理学の分野で具体的な問題への取り組みには(扱われる問題に)偏りがある。哲学や倫理学の研究者は内にこもりがちで外に出ることが怖い。私も具体的な問題について議論しようとする場合、まわりが(その問題に関する)専門家ばかりで恐れていた。でも、難民について論文を書くために、いろんな研究者の論文を読むと共通点も多かった。一つの問題を投げてもらって、それぞれの専門家が答えるといろんな意見がわかり、研究者自身も自分の研究の有効性に気づくことができるのではないか。

参加者とのQ&A※

Q: (講演で述べていた) 「多くの研究者が難民審査参与員として実務に携わっている『オールジャパン体制』の弊害」について詳しく教えてほしい。 (実態として、難民審査参与員の意見は難民認定審査に) ほとんど反映されていないが、多様な意見が難民審査に反映されるのはプラスの面もあるのではないか。

A(阿部氏):自分自身が抱いている思いになるが、私自身2012年から難民審査参与員をしている。出入国管理庁は国境を管理するという非常に強い力学が働き、異質なものを排除している場所で、難民保護とは相容れないところ。NGOなど難民支援に長く関わってきた人々が日本の難民問題に疑問を抱いて参与員になったら、やっぱり法務省のいう通りだということで、完全に管理庁側の考えに染まってしまったということがある。研究者の倫理的な価値判断が、参与員になることによって変質してしまう恐れがある。強い心をもって取り組まないと自分の価値判断が5年前とは全く変わってしまう危険性がある。研究者が実務に関わる意味は、反映するべきことを反映すること。でも、結論として反映されない時に関わり続ける意味はどこにあるのだろう。参与員を経験した後、その成果を発表した人はどのくらいいるのだろうか。むしろ参与員を経験したことによって難民受け入れに対してネガティブになっている研究者を知っている。研究者の自立性や倫理的な判断基準が変質してしまった。以前とは全く違う姿に変質してしまうのが大きな弊害。

Q:オーストラリアの研究者は難民受け入れに積極的な研究を行っている一方で、難民認定においてオーストラリア行政は非常に排外的な政策をとっている。これはアカデミアと政治政策が切り離されているということか。

A(塩原氏):たしかに90年代に比べたら、アカデミアが政府の管理下に置かれていくという状況は進んでいるのではないかと思う。最近、目立っているのは大学の予算が徹底的に削減されている(特に、ヒューマニティーズ・ソーシャルサイエンスの分野)。その意図はわからないが、結果論として、お金を稼げない研究者は苦境に立たされている。ただし、アカデミアも一枚岩ではない。いろんな研究者が

いるから「アカデミアと政府が分断されている」と(単純化して)いうのは違うと思う。たしかに、ここ20年くらいで(オーストラリアの)ラディカルでクリティカルな知的風土は衰退していると感じる。 どうしたらいいのかと言われると私にもわからない。人文社会学系の衰退はオーストラリアに限った話ではない。日本においても起きていることだから我々の問題でもある。

Q:世界的な市場の統合が進むにつれて、旧来の先進国では多数派中間層の経済的地位が相対的に低下し、そうした人びとによる多数派としての被害者意識が広がってきているように感じている。このような時代状況を背景に、(先進国の国民が)難民への嫌悪や恐怖を感じているとすると、話にあったように「難民認定を申請している人」の人らしさが看過されているだけでなく、「難民に対して嫌悪や恐怖をもっている人」の人らしさも看過されている。「そこ(難民に対して嫌悪や恐怖をもっている人の存在や意見)も考えろよ、聞けよ」という話になってしまい、多数派の声に圧倒される現状も動かない、ということになってしまわないか、と感じた。そこからの出口について、報告のなかでも話にあったがもう少し聞かせてほしい。

A (小手川氏):難民申請者に対して抱かれがちな恐怖や嫌悪感を考えるとき、それぞれの感情の特性や由来を考えることが重要。恐怖とは自分に危害を加えるものに対しての感情。ある人に恐怖を抱かせようとする時、その人が危害をもたらす可能性を強調する。嫌悪感は自分のうちにある汚さや自分の中で脱したい部分を他者に投影して、他者を自分から遠ざけるという役割をもつ。嘘つきやごまかすというのは誰もがもちうる性質であるのに、それを他者に投影して自分とは切り離すことで自分は違うと感じる。塩原先生が難民とは本当は自分に近いけど遠く感じる存在と仰っていたのと通じる。なんで自分が難民に恐れや嫌悪を感じているかということを見つめ直すと、もしかしたら誤った対象にその感情を抱いている可能性が高い。そうした感情を抱く背景には、その人自身が社会の中で被害を受けやすい状況におかれていることもあると思う。あくまで理想論かもしないが、その人がそのような感情を持ってしまう根本的理由を社会で考えていき、そうした感情をもつ背景を変えていくことは十分可能ではないかと思う。哲学、倫理学などの学問からその意識を変えていくというのをやっていきたいと思っている。

Q: 塩原先生や小手川先生の話にもあったように、「難民」という言葉を使うことで人々の意識においてマイナスの側面もあるのではないかと考える。難民条約ではなく、国際人権条約を基礎にして、難民としてではなく人間としての権利を基礎に個々人の権利を考えていくことについてどう考えるか。

A (阿部氏):全く賛成。特に日本の中では難民という言葉に関して、難民の人自身もそう呼ばれたくないというほど(マイナスな印象が強い)。(難民申請者と同じような苦境にあっても)国境を越えるか越えないかという違いで、国内避難民という状況にある人もいる。例えば、福島原発事故により逃れ

ざるを得ない人々も国際法上では、国内避難民である。それにもとづいて日本国民は対処するべきであった。ここでも国内避難民でさえそう呼ばれることへの嫌悪感があった。そのようなネガティブなイメージには根深いものがあるのではないかと思っている。難民を保護するというのは質問者の方のおっしゃるとおり。人権を侵害されている人を保護するというのは、難民を保護する意味というのと同じ。個々人の人権を保護するという考え方に依拠して難民を保護するというのは大賛成。

(モデレーター):塩原先生が論文で示されていた脅威として「脱人間化」される傾向ということにも通じ、言葉の持つ「人」というものが変わっていってしまう。難民という言葉にもそれが現れてしまっているのではないだろうか。文化人類学などの研究分野かもしれないが、言葉や言説をめぐる問題もあるのではないだろうか。日本に置かれた周辺化されている外国人を含むマイノリティの問題を研究することも(これからの日本で)求められているのではないだろうかと思う。

Q: これからの難民研究に何を求めているか。ご自身の専門分野または他の方の研究分野に対して期待することは何か。

A(小手川氏):このジャーナル(『難民研究ジャーナル』第10号)の序論でも指摘があった通り、「欧米の"refugee"観」と「日本の『難民』の見方」の違いや、日本語で難民を研究することの意義について考えさせられた。国内の事例を立ち返りながら日本の難民研究をすることにどういう可能性があるのか、東アジアでの位置付けなどもある。自分も欧米ベースでの研究を標準化することに疑問を抱いている。自分たちの生活に根付いた概念で難民に関して考えていくことができるのではないかとおもっている。若い方々にもそういう面からの研究を進めていってほしい。

A(塩原氏):まず、難民研究・○○研究と名乗ってしまうことの危うさ、そこに既得権益が生じてしまうことにならないといいなと思う。難民は人間であるということまでは、この場ではコンセンサスがあるようだが、人間である以上、難民を研究するためには多角的でなければならない。なるべくディシプリンの垣根を低く取るべきで、いろんなバックグラウンドをもった人が集まる場をどこまで用意できるか。またそもそも人間というのは、明確に外界と境界付けられるものではないので、人間を研究することは世界を研究することであり、そこに絶対的な境界線があるわけではない。

A (阿部氏): 難民法とか難民条約は人間を保護しているのではなく、人間の中で特定のステータスを持っている人を保護している。人権条約は人間を保護するもの。原理的に本来違う。難民法は国家中心的な国際社会の中で立ち上がってきて、特定のステータスを持っている人を助けるという国家中心的なもの。人権は国境を乗り越えているもの。人間を保護する大切さと言ったが、でも厳密に言えば難民法は「人間の中でもこの人を保護してください」という排他的なもの。小手川先生の迫害の概念を使うこ

とで、排他的な概念が広がるということはある。それは行政にとっては困る。例外的に保護していたのに人間を保護することになってしまう。倫理的な観点を研究していく上で、事実というのは価値的な判断になっている。自分が拠って立つ倫理的な観点に自覚的にならないと、"for refugees"とは反対側に進んでしまう。小手川さんがおっしゃったようにアジアについて考える際、一方で、欧米的な「人権意識」の考えはもう根付いているから、(その考えを)排除するというよりは受け入れた上で、悩みを共有できる韓国・東南アジアの研究者と研究を進めた方が、難民法をグローバルに展開していく上で重要なのではないか。難民研究をこれから進めていくのに役に立つ。

以上

※Q&Aはウェビナーの機能を使い、文章で質問を受け付けました。本報告書では、報告書の読みやすさを考慮し、事務局において、質問の内容に関わらない範囲での質問文の加筆・修正を行っています。